

## 和歌山市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車の普及及び再生可能エネルギー電気の利用を促進することにより脱炭素化の推進を図ることを目的として、予算の範囲内において和歌山市電気自動車導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とする4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業（以下「国補助金」という。）の対象としての承認を受けたものをいう。
- (2) 車両登録 道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルへの登録（軽自動車（同法第3条に規定する軽自動車をいう。第10条において同じ。）にあつては、同法第59条に規定する新規検査）を受けることをいう。
- (3) 再生可能エネルギー電気 太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気その他の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、電気自動車を購入した者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。イにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者  
ウ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の財産上の利益を供与した者

オ アからエまでに掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適正でないと市長が判断する者

(補助対象車)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条の電気自動車（

以下「補助対象車」という。)について、次の各号に定める要件のいずれをも満たさなければならない。

- (1) 自動車検査証における使用の本拠の位置が市内であり、自家用・事業用の別が自家用であること。
- (2) これまで車両登録をされたことがないものであること。
- (3) 車両登録の日が当該年度の4月1日以後のものであること。
- (4) 使用の本拠の位置にて、補助対象車の消費電力量に相当する再生可能エネルギー電気が調達されるものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象車の購入に要した費用のうち車両本体に係るもの(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。

(補助金の額等)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けることができる補助対象車の台数の上限は、1台とする。

- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の実支出額(国補助金の交付を受けるときは、当該国補助金の額を控除した額)(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は150,000円のうち、いずれか少ない額とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 規則第21条の規定による取扱いは、和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(令和3年条例第6号)によるものとし、次に掲げる事項を記録した電磁的記録の作成をもって、規則第3条の補助金等交付申請書の作成に代えるものとする。

- (1) 申請者の情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び生年月日)
- (2) 補助金の振込先となる口座に係る情報
- (3) 補助対象車の消費電力量に相当する再生可能エネルギー電気の調達に係る情報
- (4) 補助対象車の情報(自動車検査証に記載された情報、車種名及び購入した店舗名)
- (5) 補助対象経費に係る情報
- (6) 補助金交付申請額

2 市長は、規則第3条の事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 契約書その他の補助対象車の購入に係る契約が確認できる書類の写し
- (2) 領収書その他の補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し
- (3) 補助対象車の自動車検査証の写し
- (4) 使用の本拠の位置にて、補助対象車の消費電力量に相当する再生可能エネルギー電気を調達していることが確認できる書類
- (5) 申請者の住民票の写し
- (6) 申請者に市税の滞納がないことを証する書面
- (7) 運転免許証、パスポート等の本人であることを確認できる書類の写し

4 市長は、規則第3条の規定による申請があったときは、規則第12条の規定による報告を省略させるものとする。

5 申請の受付は、各会計年度の2月末日を期限として予算の範囲内において先着順に行うもの

とし、予算の範囲を超えるときは受付を終了する。

(交付決定及び額の確定等)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書及び規則第13条の補助金等確定通知書は、和歌山市電気自動車導入促進事業補助金交付決定及び確定通知書(別記様式第1号)によるものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、和歌山市電気自動車導入促進事業補助金不交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定をする場合においては、規則第5条第1項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 市長から補助対象車の使用に係る使用目的、走行距離、充電頻度等に関する報告の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。

(2) 第7条第3項各号に規定する書類の原本を補助金の交付の決定の日の属する年度の終了後5年間保管し、市長から提出の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。

(3) 申請者が規則第16条第1項第1号に該当する場合であって、市長が必要があると認めるときは、当該申請者の氏名等を公表することがあること。

(補助金の交付)

第10条 市長は、補助金の交付を決定した申請者に対して、交付の決定から30日以内に補助金を交付するものとする。

2 市長は、規則第15条の規定による補助金等交付請求書の提出を省略させるものとする。

(処分の制限)

第11条 規則第18条の市長が定める期間は、軽自動車においては4年、道路運送法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車においては6年とする。

附 則

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の和歌山市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用する。

和歌山市電気自動車導入促進事業補助金交付決定及び確定通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった和歌山市電気自動車導入促進事業補助金の交付について、次のとおり決定し、交付額を確定したので、和歌山市補助金等交付規則第6条及び第13条の規定により通知します。

補助年度	年度	事業等の名称	和歌山市電気自動車 導入促進事業補助金
交付確定額			円
交付の条件		(1) 市長から補助対象車の使用に係る使用目的、走行距離、充電頻度等に関する報告の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。  (2) 申請書に添付した書類の原本を補助金の交付の決定の日の属する年度の終了後5年間保管し、市長から提出の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。  (3) 申請者が規則第16条第1項第1号に該当する場合であつて、市長が必要があると認めるときは、当該申請者の氏名等を公表することがあること。	

別記様式第2号（第8条関係）

和歌山市電気自動車導入促進事業補助金不交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付で申請のあった和歌山市電気自動車導入促進事業補助金の交付について、次の理由により不交付と決定したので、和歌山市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

不交付の理由